

高知県福祉避難所指定促進等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県福祉避難所指定促進等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく福祉避難所の指定促進及び機能充実に図るため、市町村が福祉避難所として指定した施設において災害時における要配慮者の避難生活に必要な物資・器材を購入する経費、物資・器材を保管するための備蓄倉庫の購入設置に係る経費及び地域住民や社会福祉施設等との福祉避難所の運営訓練等に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者等)

第3条 補助事業者は、市町村とする。

2 市町村は、当該市町村との間で福祉避難所の指定に関する協定を締結している社会福祉法人等が当該事業を実施する場合にあっては、当該社会福祉法人等（以下「間接補助事業者」という。）に補助金（以下「間接補助金」という。）を交付することができるものとする。

(事業実施主体、補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助限度額)

第4条 第2条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の実施主体、補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助限度額については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

2 知事は、間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 第2条に規定する目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。
- (8) 市町村は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号のほか、次の条件を付さなければならないこと。

事業終了後において、消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、その金額を速やかに市町村長に報告するとともに、当該金額を市町村長に返還しなければならないこと。

（補助金の変更申請等）

第8条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書又は別記第3号による補助金交付中止・廃止承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の交付の申請後に補助事業を追加するとき。
- (2) 補助事業の内容を大幅に変更するとき。
- (3) 補助金の交付決定額に対して増額又は20パーセントを超える補助金の減額変更を行うとき。
- (4) 補助事業の区分間で、流用先の20パーセントを超える配分の変更を行うとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めたとき。

- 2 知事は、前項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の変更交付又は補助事業の中止若しくは廃止の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 市町村は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 市町村は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第2号から第5号まで及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 実施主体	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率	5 補助限度額
市町村	<p>(1) 福祉避難所として機能するために最低限必要な物資及び器材として以下に掲げるもの等の購入に係る経費 (需用費及び備品購入費)</p> <p>〔最低限必要な物資及び器材の例〕</p> <p>ア 福祉避難所運営上必要となる物資等 車いす、発電機、洋式ポータブルトイレ、情報関連機器、その他福祉用具器材 など</p> <p>イ 各個室に必要となる物資等 折りたたみベッド、毛布、パーティション、衛生用品 など</p> <p>ウ 要配慮者の特性に応じて必要となる物資等 粉ミルク・液体ミルク、歩行器、ストーマ用器具、筆談用器具 など</p> <p>※当該経費に対する補助は、1回限りとする。</p>	1 施設当たり 120万円以内	2分の1 以内	1 施設当たり 60万円以内
	<p>(2) 物資及び器材を保管する備蓄倉庫の購入設置に係る経費 (工事請負費及び備品購入費)</p> <p>※当該経費に対する補助は、1回限りとする。</p>	1 施設当たり 60万円以内	2分の1 以内	1 施設当たり 30万円以内
	<p>(3) ア 地域住民や社会福祉施設等との福祉避難所の運営訓練に係る経費 (報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに備品購入費)</p> <p>〔運営訓練の例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所運営訓練 ・福祉避難所運営訓練の前段階として実施する要配慮者又は介助者が参加した福祉避難所見学会又は研修会 <p>イ 運営訓練後、必要性が認められた物資及び器材の購入に係る経費（備蓄食糧品を除く。） (需用費及び備品購入費)</p> <p>※当該経費に対する補助は、1回限りとする。</p> <p>※見学会又は研修会のみ実施後の物資及び器材の購入経費は対象外とする。</p>	1 施設当たり 20万円以内	2分の1 以内	1 施設当たり 10万円以内
		1 施設当たり 60万円以内	2分の1 以内	1 施設当たり 30万円以内

注意事項

- 1 下表に定める区域において、第4条に規定する事業を行う場合は、第5条に定める補助金交付申請書の提出前に立地の安全性に係る協議を要するものとする。

区域名	内容
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項により別途定めた区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第9条第1項により別途定めた区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項により別途定めた区域
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条により別途定めた区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により別途定めた区域
津波浸水想定区域	「高知県版第2弾南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日公表）による津波浸水予測域内にある区域
洪水浸水想定区域	水防法（平成24年法律第193号）第14条第1項により別途定めた区域

- 2 第3条第2項の規定により市町村が間接補助を行う場合にあっては、当該間接補助金にこの表を適用するものとする。
- 3 補助対象経費の（1）について、「福祉避難所指定促進等事業費補助金（平成24年度以降）」又は「高知県支え合いの地域づくり事業費補助金（平成23、24年度）」により福祉避難所の物資及び器材の購入、物資及び器材を保管する備蓄倉庫の購入設置又は運営訓練後、必要性が認められた物資及び器材の購入に関する補助を活用した施設は、補助対象外とする。
- 4 補助対象経費の（3）について、備蓄食糧品は、補助対象外とする。
- 5 補助対象経費の（1）から（3）について、通常要する維持管理費（通信料など）は、補助対象外とする。

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。